

資料 1

令和4年1月28日
ごみ処理施設等調査特別委員会
事務局施設管理課

濃縮水処理施設の建設費及び維持管理費等の交渉状況について

令和3年8月3日開催の正副管理者会議にて決定した濃縮水処理施設の設置方針に基づき、設置業者（環境プラント工業）と行っている建設費及び維持管理費等の交渉状況について、令和3年12月現在の交渉状況を報告するもの。

1 令和3年12月現在の交渉状況

(1) 濃縮水処理施設の建設費及び維持管理費等

(消費税及び地方消費税の額を含む)

項 目	設置業者提案額 (R2年3月)	精査金額(A)	設置業者 11回目提案額(B) (R3年12月現在)	B-A
建設費	1,032,614千円	912,825千円	912,700千円	△125千円
維持管理費等※	142,559千円/年	122,365千円/年	121,459千円/年	△906千円/年
維持管理費	111,544千円/年	94,408千円/年	94,333千円/年	△75千円/年
固化物処分費 (処分単価)	31,015千円/年 (56,600円/t)	27,957千円/年 (51,000円/t)	27,126千円/年 (49,500円/t)	△831千円/年 (△1,500円/t)

※ R5～13年度(埋立完了)までの年間維持管理費

埋立完了(R13年度)以降も閉鎖までの間は維持管理が必要であるが、具体的な金額及び支払方法については、濃縮水処理施設設置後の浸出水の状況等を踏まえながら、設置業者と協議し決定する。

(2) 建設費の分割払い金利(9年固定) 元利均等返済(返済額は定額)

項 目		当初提案金利 (R3年9月)	設置業者提案金利 (R3年12月)
建設費	分割払い金利(年利)	2.1%	1.9%
	金利負担額(9年間総額)	87,049千円	78,758千円

2 現在の交渉内容

建設費の分割払い金利負担額78,758千円を低減するため、支払期間の短縮や金利の引き下げのほか、委託料による支払方法の見直しについても交渉を行っている。

3 今後の予定

濃縮水処理施設の設置に係る予定は以下のとおりとするが、建設費の支払方法については、今後も継続して交渉する。

2月18日 2月定例会 予算措置 令和4年度当初予算案(債務負担行為)上程
協定書の締結

4月(初旬) 環境プラント工業建設工事着工

令和5年4月(予定) 供用開始

[参考] 令和3年8月3日開催の正副管理者会議にて決定した濃縮水処理施設の設置方針

- ・設置時期 : 令和5年度に設置し供用開始する
- ・処理方式 : 蒸発乾燥固化方式
- ・施設規模 : 20 m³/日
- ・建設費・維持管理費 : 令和4年2月を目途に設置業者と交渉を進める
- ・建設費の支払方法 : 令和5年度から埋立が完了する令和13年度までの9年間で分割
して支払う

一般廃棄物処理施設用地選定委員会（第 1 回～第 4 回）の開催結果報告

第 1 回

- 1 開催日時 : 令和 3 年 8 月 25 日（水）13:30～16:30
- 2 会議場所 : 米子市淀江支所 大会議室
- 3 一般傍聴者数 : 4 名
- 4 会議の公開又は非公開 : 公開
- 5 正副委員長の選任 : 委員長 星川淑子氏（鳥取大学特任教授）
副委員長 門木秀幸氏（鳥取環境大学准教授）
- 6 会議概要
 - (1) 会議の運営について
 - ・ 用地選定委員会の会議の事前公表の方法、公開・非公開の基準、傍聴に関する事項、事後公表の方法等について決定した。
 - (2) 用地選定方針について
 - ・ 構成市町村へ依頼する一次調査対象地の抽出条件（対象市町村、インフラ条件、必要敷地面積等）、候補地選定の手順等について確認した。

用地選定方針の確認・了承を受け、9 月 3 日付で構成市町村へ一次調査対象地の抽出を依頼した。（回答期限：12 月 28 日）

第 2 回

- 1 開催日時 : 令和 3 年 10 月 18 日（月）13:30～16:50
- 2 会議場所 : 組合リサイクルプラザ 大会議室
- 3 一般傍聴者数 : 2 名
- 4 会議の公開又は非公開 : 公開
- 5 会議概要
 - (1) 事例紹介
 - ・ 先進事例の紹介「鳥取県中部ふるさと広域連合 一般廃棄物最終処分場」
 - (2) 一般廃棄物処理施設候補地評価基準(案)について
 - ・ 構成市町村から抽出される一次調査対象地の評価基準（評価項目・評価点）について協議した。第 3 回委員会での決定を予定する。

第 3 回

- 1 開催日時 : 令和 3 年 12 月 13 日 (月) 13:30～15:25
- 2 会議場所 : 組合リサイクルプラザ 大会議室
- 3 一般傍聴者数 : 1 名
- 4 会議の公開又は非公開 : 公開
- 5 会議概要

○ 一般廃棄物処理施設候補地評価基準について

- ・ 一般廃棄物処理施設候補地評価基準（案）について、次の検討事項を除き決定した。なお、検討事項は、次回委員会（書面会議）において協議し、一般廃棄物処理施設候補地評価基準を決定することとなった。

検討事項	① 3 つの評価項目について、二段階での評価を三段階とすることの検討
	② 評価基準の区分の表記方法の見直し（現状「優・良・可」）

第 4 回（書面会議）

- 1 書面会議開催通知日 : 令和 3 年 12 月 24 日 (金)
- 2 審議事項回答結果集約日 : 令和 4 年 1 月 7 日 (金)
- 3 委員への結果通知日 : 令和 4 年 1 月 13 日 (木)
- 4 会議概要

(1) 候補地評価基準における二段階評価項目の見直しについて

- ・ 二段階での評価としていた 3 つの評価項目のうち、「2 つを三段階評価に変更、1 つを変更なし」とする検討案を提示し、決定された。

(2) 候補地評価基準における評価基準の区分の表記方法の見直しについて

- ・ 現状「優・良・可」の区分で表記している評価基準について、複数の検討案を提示し、「5 点・3 点・1 点」の区分で表記する案が決定された。

(3) 候補地評価基準の決定

- ・ 上記(1)及び(2)の検討案の決定により、候補地評価基準が決定された。

➤ 一般廃棄物処理施設候補地評価基準 別紙のとおり

資料 2－2

令和 4 年 1 月 2 8 日
ごみ処理施設等調査特別委員会
事務局ごみ処理施設整備課

一般廃棄物処理施設候補地評価基準

令和 4 年 1 月

鳥取県西部広域行政管理組合

2 評価の進め方

候補地の評価は、①候補地の特性、②生活環境・周辺条件、③自然環境・文化財、④防災性、⑤事業実効性及び⑥経済性の各項目を「基本評価項目」として設定し、市町村から報告のあった「一次調査対象地」に対し、次に掲げる一次評価、二次評価により行うものとします。

(1) 一次評価

一次調査結果（個別調査結果）に基づき、一次評価点を算定し評価します。この結果、適性の低い候補地を除外し、残った候補地を一次選定候補地とします。

(2) 二次評価

二次調査結果（詳細調査結果）に基づき、二次評価点を算定し評価します。この結果、一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点により、候補地の順位付けを行います。

2-1 候補地の評価区分

候補地は、次の2つの区分に分類し、評価を行うものとします。なお、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設及び最終処分場の一体的整備が可能な候補地についても、次の区分に基づき評価を行うものとします。

◆ 候補地の評価区分

候補地の評価区分		内 容
1	中間処理施設の候補地	可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設の一体施設が整備可能な候補地
2	最終処分場の候補地	最終処分場が整備可能な候補地

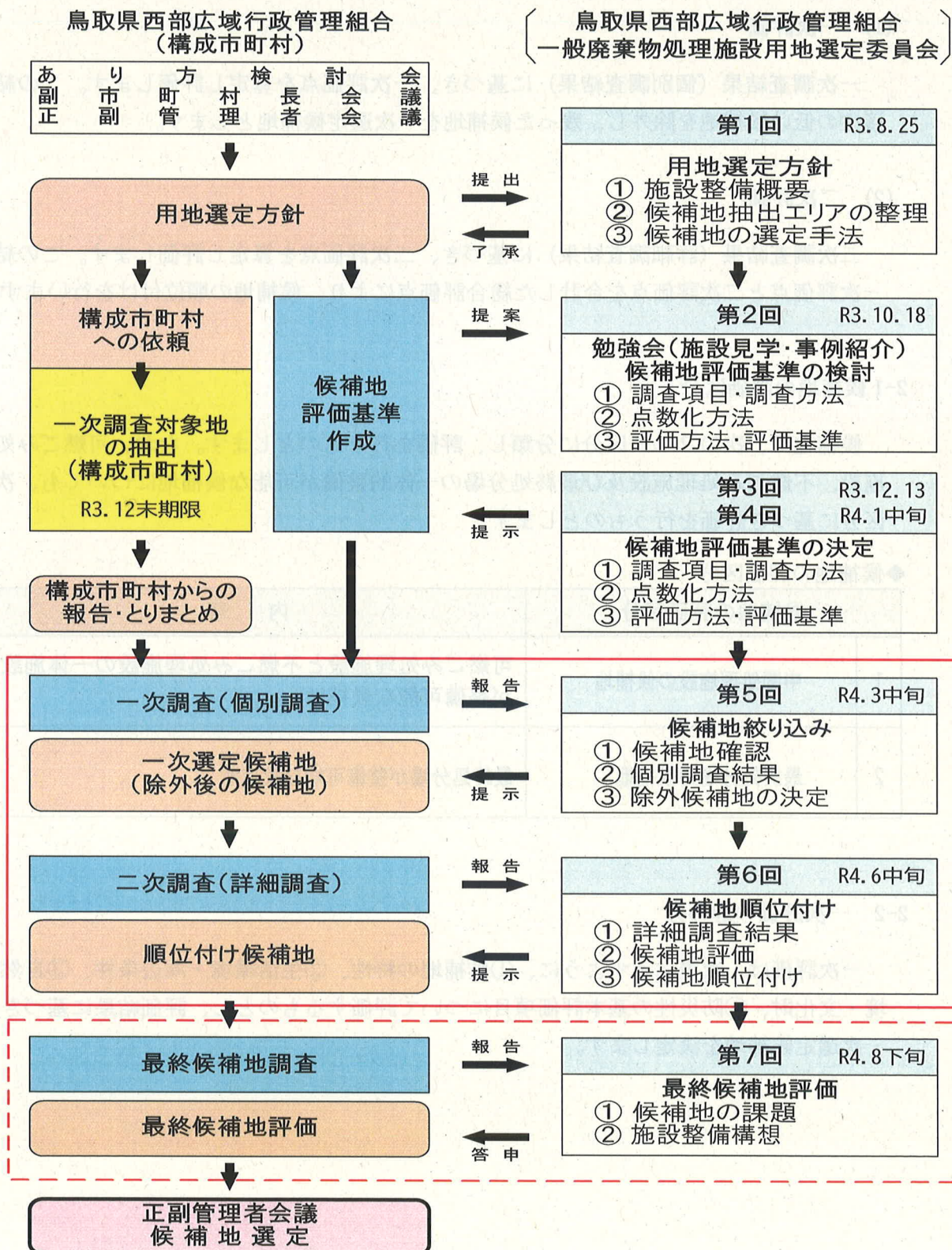
2-2 一次評価の進め方

一次評価は、次表に示すように、①候補地の特性、②生活環境・周辺条件、③自然環境・文化財、④防災性の基本評価項目について評価するものとし、評価結果に基づき、一次選定候補地を決定します。

1 評価基準の適用範囲

本評価基準は、「一般廃棄物処理施設用地選定方針」に示される次の用地選定フローのうち、一次調査（個別調査）、二次調査（詳細調査）及び最終候補地調査の結果に基づく評価基準について適用するものとします。

◆用地選定フロー



2 評価の進め方

候補地の評価は、①候補地の特性、②生活環境・周辺条件、③自然環境・文化財、④防災性、⑤事業実効性 及び⑥経済性の各項目を「基本評価項目」として設定し、市町村から報告のあった「一次調査対象地」に対し、次に掲げる一次評価、二次評価により行うものとします。

(1) 一次評価

一次調査結果（個別調査結果）に基づき、一次評価点を算定し評価します。この結果、適性の低い候補地を除外し、残った候補地を一次選定候補地とします。

(2) 二次評価

二次調査結果（詳細調査結果）に基づき、二次評価点を算定し評価します。この結果、一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点により、候補地の順位付けを行います。

2-1 候補地の評価区分

候補地は、次の2つの区分に分類し、評価を行うものとします。なお、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設及び最終処分場の一体的整備が可能な候補地についても、次の区分に基づき評価を行うものとします。

◆候補地の評価区分

候補地の評価区分		内 容
1	中間処理施設の候補地	可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設の一体施設が整備可能な候補地
2	最終処分場の候補地	最終処分場が整備可能な候補地

2-2 一次評価の進め方

一次評価は、次表に示すように、①候補地の特性、②生活環境・周辺条件、③自然環境・文化財、④防災性の基本評価項目について評価するものとし、評価結果に基づき、一次選定候補地を決定します。

(1) 評価項目

一次評価項目は、基本評価項目①から④に掲げる 14 区分、32 の評価項目とします。

◆一次評価項目

基本評価項目		評価区分	評価項目	評価項目 配点
一次評価	① 候補地の特性	㉑ 土地条件	㉒ 土地の高低差(m)	5
			㉓ 敷地の形状	5
		㉔ 地質条件	㉕ 地盤	5
		㉖ 気象条件	㉗ 積雪寒冷特別地域	5
		㉘ 土地利用規制	㉙ 都市地域	5
			㉚ 農業地域	5
			㉛ 森林地域	5
		4区分		評価項目数 7
	② 生活環境・周辺条件	㉜ 周辺道路の状況	㉝ 歩道有無	5
			㉞ 通学有無	5
			㉟ 混雑度	5
		㊱ 周辺土地利用	㊲ 住宅群(集落)までの距離(m)	5
			㊳ 病院までの距離(m)	5
			㊴ 学校までの距離(m)	5
		㊵ 放流先の条件	㊶ 漁業権の有無	5
			㊷ 利水の有無	5
			㊸ 公共下水道の有無	5
		3区分		評価項目数 9
	③ 自然環境・文化財	㊹ 貴重種の生息環境	㊺ 鳥獣保護区	5
			㊻ 特定希少野生動植物の有無	5
		㊼ 自然環境規制	㊽ 自然保全地域	5
		㊾ 史跡・文化財	㊿ 史跡・名勝・天然記念物の有無	5
			㋀ 埋蔵文化財の有無	5
		㋁ 景観	㋂ 景観形成重点区域	5
		4区分		評価項目数 6
	④ 防災性	㋃ 土砂災害	㋄ 土砂災害防止法の区域	5
			㋅ 地すべり防止区域	5
			㋆ 砂防指定地	5
			㋇ 急傾斜地崩壊危険区域	5
			㋈ 山地災害危険地区	5
		㋉ 水害	㋊ 洪水浸水想定区域	5
			㋋ 津波災害警戒区域	5
		㋌ 地震災害	㋍ 地すべり地形	5
			㋎ 地盤係数	5
			㋏ 既知断層からの距離(m)	5
		3区分		評価項目数 10
一次評価点		14区分	合計評価項目数 32	160

(2) 評価項目の点数化方法

基本評価項目①から④の評価項目について、一次調査結果に基づき、次に示す方法で算出するものとします。

なお、評価基準等の詳細については、別表2（1）及び別表2（2）に掲げるとおりとします。

◆評価項目の点数化方法

3段階で評価	5点、3点、1点
2段階で評価	5点、1点

(3) 一次評価点

上記(2)で算出した評価項目の得点の合計を一次評価点とします。

(4) 一次選定候補地

一次評価の結果、一次評価点が80点（満点の50%）以上の候補地を一次選定候補地とします。

2-3 二次評価の進め方

二次評価は、基本評価項目の⑤事業実効性 及び ⑥経済性の項目について、65 点満点で評価するものとします。

評価の結果、二次評価点に一次評価点を加えた総合評価点（225 満点）により、「2-1 候補地の評価区分」の項に示す「中間処理施設の候補地」及び「最終処分場の候補地」ごとに順位付けを行います。

(1) 評価項目

二次評価項目は、基本評価項目⑤及び⑥に掲げる 4 区分、6 の評価項目とします。

◆二次評価項目

基本評価項目		評価区分	評価項目	評価項目 配点
二次評価	⑤ 事業実効性	㉔ 用地取得	㉕ 土地の取得性	5
			㉖ 地権者数	5
			㉗ 抵当権等の設定、未登記地の状況	5
		㉘ 物件移転	㉕ 支障物の有無	5
		㉙ 建設期間	㉕ 施設整備スケジュール	5
		3区分	評価項目数 5	25
	⑥ 経済性	㉔ 経済性	㉕ インフラ整備費、施設整備費、運搬費	40
		1区分	評価項目数 1	40
二次評価点		4区分	合計評価項目数 6	65

(2) 評価項目の点数化方法

基本評価項目⑤及び基本評価項目⑥の評価項目については、二次調査結果に基づき、次に示す方法でそれぞれ算出します。

なお、評価基準等の詳細については、別表3に掲げるとおりとします。

◆基本評価項目⑤の点数化方法

3段階で評価	5点、3点、1点
2段階で評価	5点、1点

◆基本評価項目⑥の点数化方法

評価項目の得点	=	配点(40点)	×	$\frac{\text{最低事業費}}{\text{対象事業費}}$
---------	---	---------	---	-------------------------------------

※ 小数点が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを得点とする。

(3) 二次評価点

上記(2)で算出した評価項目の得点の合計を二次評価点とします。

(4) 総合評価点と順位付け

一次評価点(160点満点)と二次評価点(65点満点)を合計した総合評価点(225点満点)により、「2-1 候補地の評価区分」の項に示す区分(中間処理施設の候補地及び最終処分場の候補地)ごとに順位付けを行います。

なお、中間処理施設の候補地及び最終処分場の候補地が複数ある場合は、中間処理施設の候補地ごとに、最終処分場の順位付けを行います。